



今どうなっているのか？ ・ ・ ・ 日本学術会議会員任命拒否問題

日本学術会議と政府の最近の動き

昨年10月に政府による学術会議会員6名の任命拒否があつてから7か月が過ぎた。今年4月21～23日に開催された学術会議総会は、6名の即時任命を要求する断固とした声明を採択した。また、総会は、学術会議として自主的に改革を進める方針「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を採択し、現在の組織形態を守る方向性を打ち出した。

だが政府は、学術会議が法律に基づき発した声明を無視し続けている。自民党下村博文政調会長は「組織の現状維持を求める姿勢が明白だ」と批判、また官邸幹部は「組織形態を今のままにしたいなら、任命権者として必要な判断は起こりうる」と、今後も任命拒否をするという許し難い恫喝を行なった。

そして4月30日に井上科学技術担当大臣は、5月から政府の総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の有識者議員懇談会で月1回のペースで検討し、それを受けて最終的には政府が自民党の考え方もしっかり参考にしながら責任ある方針を示すと言明した。

5月20日には、日本学術会議の在り方に関する政策討議(科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合)が開かれ、1回目の意見交換が行われた。年内にも改革方針が決められかねない状況になっており、最悪の場合、自民党案通り、2022年日本学術会議法抜本改悪、23年秋から独立法人へ移行となりかねない。

特殊法人化の余地を残したことへの危惧

総会で提案された素案には他の設置形態を検討し、「もしも仮に国の機関以外の設置形態を採用するとすれば、個別の法律を制定して5要件すべてを満たす特殊法人を考える余地がないわけではありませんが、その場合には、・・・」と記しており、特殊法人化を危惧せざるを

えない。私たちは、独立行政法人化や国立大学法人化によって、ますます国からの縛りがきつくなっていることを経験しており、国からの独立を担保した特殊法人化は考えられません。

日本学術会議問題の本質を伝える取り組みを！

4月、任命を拒否された6名は、拒否理由を明らかにするよう内閣府に自己情報開示請求を行い、あわせて弁護士ら1162人も情報公開を請求した。6月になって、「保有していない」「公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがある」などとして不開示の決定が出た。不開示の決定に対し、6名は行政不服審査法に基づく不服審査請求を8月までに行うことにしています。審査は、情報公開・個人情報保護審査会で第三者的に行われます。

これらの動きと連帯し、憲法23条「学問の自由」を制度的に保障するために政府内に設置された独立機関としての日本学術会議を守ろうという声を広く社会全体で広めることが急務である。

特に、菅政権が6名の「任命拒否と説明拒否」をすることで、学術会議を政府に従う機関に変えようと狙っているところに問題の本質がある。憲法第23条の「学問の自由は、これを保障する」に基づいて、日本学術会議法が定められており、日本学術会議が政府から独立した機関として設置されていることを国民に広く伝えましょう。(軍学共同反対連絡会 Newsletter No.56 を参考にさせていただきました)



2021年7月19日 研・学9条の会 手島 昌己

憲法「改正」への一里塚か・・・改正国民投票法の成立

国民がコロナ禍に気を取られている6月11日、憲法改正の最終手続を定める法律が国会を通過した。「国民投票法」と通称される。改正前の国民投票法を旧法、改正後のそれを新法と呼ぶことにする。新法と旧法は大きな違いもなく、共産党のみ反対の、全会一致に近い「改正」であった。そのためかマスコミの報道も地味であった。

マスコミは騒がなかったが、新法の成立には問題が二つある。一つは法の内容がひどすぎる。一つは改憲審議の促進作用があること。

まず内容について。そもそもわが国がどんな憲法を持つかは、誤解を恐れずに言えば、コロナ防止よりも五輪開催の是非よりも、はるかに重要な問題である。早い話、現在まで明治憲法が続いていたとすれば、政府のコロナ対策は今とまるで違ったものになっていたであろう。

憲法を改正するのであれば、国の命運を左右することであるがゆえに、すべての国民が賛成論も反対論も十分に飲み込んだ上で、投票に臨むことが求められる。すなわち、「多種多様で豊富な意見に国民が自由に接する。そういう時間を少なくとも1年以上かける。十分に議論が熟したところで、公正な投票によって事を決する」ことが必要である。

《多様で豊富な意見に国民が接する》とは、国会やテレビ、インターネット、身近の小集会などで、^{じゅうぎ}熟議を重ねることを意味する。《自由に接する》とは、国民がさまざまな意見に触れうる場を、公費を用いて、多数回、多様な時間帯に設けることをさす。

ところが、旧法では、賛否の意見表明にCM枠やインターネット網を使うことについて、何の金額規制もなかった。投票までの期間も最短60日間と短すぎた。これでは、金のある者の意見が日本を覆っている条件のもとで、訳の分からぬうちに投票に駆り立てられることになってしまう。

新法では、これらの根本問題が顧みられず、投票所の増設など些末な改正のみが提起された。付則で、3年をめどにCM規制等を検討するとあるが、新法ではまだ野放しのみである。つまり、新法は「変更憲法案について熟議するための十分な機会と時間」を保障していない。

また、近年の国政選挙の投票率は40%台である。新法によれば、有効投票の半数が賛成することで改憲が決まる。国民の20%そこそこの意思で憲法が変わってしまうのは不合理の極みであろう。そんな事態を防ぐためには、最低投票率を定める必要がある。

新法は、改憲手続法としてあるまじき欠陥を、他にも

多数残したままである。本来、採決に付して良いような代物ではなかった。本法案に賛同された議員方には、猛省を促したいと思う。

つぎに改憲審議の促進作用について。改憲の手続きが法律の形で整ったなら(上記のように実際には全然整っていないが)、次に憲法審査会で論議すべきは「憲法改正案本体」だ。それが自公政権の思惑である。

実際、菅首相は5月3日の憲法記念日に、「改正国民投票法の制定は、安倍前首相が提起した4項目の改憲案を促進する『最初の一步』だ」と述べた。改憲4項目とは、【(1)自衛隊の明記(2)緊急事態条項の創設(3)参院選の合区の解消(4)教育の充実】のことを言う。このなかで特に問題なのが、「自衛隊の憲法への明記」と「緊急事態条項の創設」である。

憲法の裏付けを得た自衛隊は、米軍と共に海外で戦う衝動を一層強めるであろう。もしかしたら、台湾海峡で戦後初の戦死者が出ることになるかも知れない。

緊急事態への対処について言えば、コロナ禍の下で法律に基づいて何度も「緊急事態宣言」が出された。つまり、法律で現に対応できており、不備なところは法律を改正すれば済む話だ。

国民の多くは、津波や感染爆発といった緊急事態への対処をなすための法は、憲法でも法律でも構わないと考える。だが、ちょっと待った!法律で事足りているにもかかわらず、敢えて憲法に緊急事態条項を持ち込もうというのには、何か特別な意図があるとみななければなるまい。

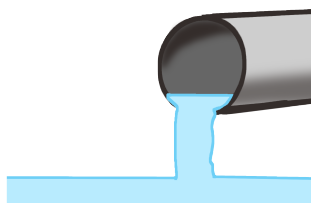
その狙いは2012年に公表された自民党の「憲法改正草案」98条にあからさまに述べられている。すなわち、緊急事態の名の下に、「政令が法律と同等の効力を持ち」、「予算の裏付けなしに財政支出をする」ことができ、「地方自治体の長に指示を出す(たとえば、気に入らない知事に『辞任の指示を出す』)」ことができ、「基本的人権は“保障”から“尊重”に格下げされる」(内閣がどうしても必要だと判断しさえすれば人権侵害が許される)。これは、内閣独裁規程と言って良いであろう。自民党菅政権は、そういう国作りを狙っているのである。

国民投票法改正案が国会で可決されたからと言って、こんな改憲論議に道を開いて良いことにはならない。菅政権が「自衛隊員を戦死させかねない政府、内閣独裁の国作りを狙う政府」であることを認識し、その改憲動向に目を光らせて行きたいものである。

阿見町九条の会代表 中山熙之

福島汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の問題点

菅総理は4月13日、東京電力福島第1原発でタンクにためている放射能汚染水を、タンク増設に限界があるとして、「海洋放出」することを決定しました。2011年3月の原発事故による放射能汚染は、福島県民をはじめ多くの国民に深刻な被害を及ぼしました。事故から10年、関係者は事業の再建、復興の努力を一步一步重ねてきましたが、その矢先に「海洋放出」を決定したことは、この努力に水を差し、新たな困難を持ち込むものです。この海洋放出の決定には次のような問題点があることを指摘します。



第1の問題点は政府が福島県民や漁業者に約束したことに違反する行為だということです。

経済産業省は、福島県漁連へ「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」（2015年8月24日付）と文書で回答しました。今回の決定は、福島漁連をはじめとする関係者へ十分な説明をしておらず、菅総理が「黙って従え」と命令しているかのようです。

第2に福島汚染水と通常運転の原子力発電所の汚染水とは放射能レベルが違います。

通常運転の原子力発電所からの汚染水は、セシウムなどを除去したのち、トリチウム水のみ（他の核種は微量）を放出しているのですが、福島の場合は、溶け落ちた核燃料デブリを直接冷却して回収した汚染水です。多くの危険な高レベル核種が含まれているため、アルプス装置でトリチウム以外の核種を除去してからタンクに保管した処理水です。しかし、タンクに貯めた7割の処理水はストロンチウムなどの核種を十分に除去しきれていないまま貯水しています。（政府方針では、再処理をするそうです）

第3に汚染水の海洋放出は30年以上続きます。

タンクに貯められた汚染水は、トリチウム水だけでも1000兆ベクレルもあります。政府方針の放水は、原発事故が起こる前までに放水していたレベルを超えないとしています。政府の方針に従い最大22兆ベクレル/年の放

出計画ですと、既に貯められた汚染水だけでも30年以上（トリチウムの半減期12.3年を考量すると）放水を続けることになります。現在でも、140トン/日で汚染水が増えていることを考えると、貯蔵タンクを減らすことが可能なのか疑問です。

第4に風評被害の対策と補償を東電任せにしていることです。

政府方針は、「風評影響を最大限抑制する」としていますが、賠償を含めた風評対策の実施は東京電力任せです。30年以上も汚染水の放出を続けることになると、風評被害も同じ期間続くことが予想されます。はたして、そのような長期間、東電は責任をもって風評対策を続けるでしょうか？

以上のような問題点があり、復興に努力してきた福島県民の気持ちを考えると、福島第1原発汚染水の海洋放出方針は撤回するべきです。



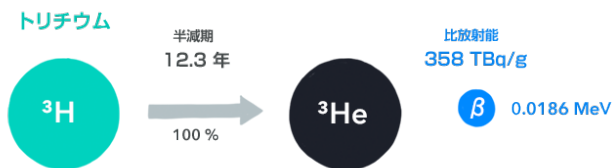
汚染水の放水よりも、地下水の流入を抑える対策を！

溶け落ちた核燃料（デブリ）を冷やすために冷却水を流し込んで回収していますが、原子炉建屋地下に流れ込む地下水と混ざって増量するため、回収した汚染水はアルプスでトリチウム以外の放射性物質を除去してから、一部は冷却水に再利用し、残りを処理水としてタンクにためています。この処理水の保管は、現時点でも1週間でタンク1個分を使用することになっています。福島第1原発敷地には、約1000個の貯蔵タンクが設置されており、これ以上のタンク増設の敷地がないため、放水を決定しました。

最近知ったことですが、福島第1原発の地下水問題について地学団体研究会（略称：地団研）は「福島第一原子力発電所の地質・地下水問題」というタイトルの研究報告書（7月30日）を刊行する予定です。その案内ビラによる

と、「東電や国が進めようとした汚染水対策が実際の地質や地下水の状況をしっかりと調査・把握せずに『工法・対策ありき』で安易に計画・実施されたため、それがうまくいっていない」と書かれています。

原発敷地の地下を調査して、しっかりと対策すれば、地下水の流入を大幅に減少できる可能性があるのではないかと思います。燃料デブリの取り出しは、現在の技術力では計画通りに数十年でできるとは思えません。今やるべきことは、地下水の流入を抑える対策を、地下水の専門家の協力を得て、早急を実施して、汚染水の海洋放水を回避することではないでしょうか。



<参考>トリチウム水に関する情報

トリチウム水の放水問題は、原子力発電所の再稼働に「反対」か「賛成」かの立場によって、「希釈すれば安全」、「海洋放出は危険」と見解が分かれています。どちらの見解も根拠があるように思われましたので、本当はどうかと調べていたところ、事実に基づいて、科学的にどこまでわかっているかを確かめてから冷静に議論を進めるホームページを見つけました。それは、「市民と科学者の放射線コミュニケーションネットワーク」（通称：CAS 放射線ネット）です。

CAS 放射線ネットは、元日本物理学会長の坂東昌子さ

んが理事長を務める NPO 法人『あいんしゅたいん』が、放射線問題で広く市民との対話をするために、2016 年に設置しました。ホームページに、トリチウム水について科学的な論文をもとに事実に基づく報告を載せていましたので紹介します。

CAS 放射線ネットホームページの内容

トリチウム水を海洋放出した場合の生物影響について、根拠となる論文の検討のまとめ

—科学的視点からわかること—

—内容—

- トリチウムの基礎知識
- トリチウム水はどれくらい溜まっているの？
- トリチウムって環境にはどれくらいあるの？
- トリチウムは生体内で有機物に結合するって本当？
- トリチウムの多く含まれる海や湖にいる生物はどうなっているの？
- 有機結合型トリチウムは濃縮されるって聞いたけど？
- トリチウム水を飲んだらどうなるの？
- トリチウムが DNA に取り込まれたら？

ホームページの見つけ方：

ニュースを pdf ファイルでご覧の方は次の URL をクリックしてください。 <http://jein.jp/networkofcs/information-list/tritiated-water.html>

ニュースを紙媒体でご覧の方は、上記 URL を入力するか、“NPO 法人アインシュタイン トリチウム水問題”でインターネット検索をしてください。

2021 年 7 月 19 日 研・学 9 条の会 手島 昌己

地学団体研究会発行の研究報告書「福島第一原子力発電所の地質・地下水問題」のご案内

福島第一原子力発電所の地質・地下水問題

—原発事故後 10 年の現状と課題—

福島第一原発地質・地下水問題団体研究グループ編著

A4 判本文:約 225 頁 (内カラー:89 頁) 口絵:11 頁 頒価 1,000 円 (送料 180 円)

注文は E-mail でお願いします。宛て先は地学団体研究会

E-mail : chidanken@tokyo.email.ne.jp

事務局より

- ニュースの原稿を募集しています。寄稿は事務局まで。
- 本会では「筑波研究学園都市研究所・大学関係 9 条の会」への賛同署名をお願いしています。

- 9 条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

お問い合わせ先

安田公三： TEL/FAX: 029-847-3884

手島昌己： e-mail: amx01837@mail2.accsnet.ne.jp

[これまでの賛同者数 851 名]
[(2021 年 3 月現在)]